

病児病後児保育室「杉の子ノア」利用規約兼同意書

平成30年4月1日施行 平成31年1月改正

（名称および管理・運営）

第1条 本施設名称を「病児病後児保育室 杉の子ノア」（以下、本保育室）とし、管理運営は、社会福祉法人吉栄会（以下、法人）が行う。

（所在地）

第2条 本保育室は、群馬県高崎市上中居町418番地2号に置く。

（目的）

第3条 病児期または病気回復期であり、集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務をおこなうことにより、地域の育児支援を目的とする。

（看護保育の方針）

第4条 保育士、看護師、連携医がチームとなり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。

（病児・病後児保育の対象）

第5条 利用対象は、生後1歳から小学校3年生までの児童とし、病気又は病気の回復期であることから、保育園等での集団生活が困難、かつ、その保護者がやむを得ない事由で家庭にて保育が困難な場合に限る。

2 感染力、重症度、発達の観点から、麻疹、エピペン使用等重篤な食物アレルギーの児童、および発熱が40度以上の場合、重度の医療的ケアが必要な場合は、対象から外す。

（利用方法）

第6条 利用日、時間、休室日は次のとおりとする。

① 平日8：15から17：30までとし、延長はおこなわない。
（17：30の時点でお迎えがない場合は電話連絡をする）

② 休室 土日祝祭日、12月29日から1月3日、他、法人が指定する日
および、連携クリニックの休診日

2 利用登録は初回のみとし、事前もしくは利用初日に本保育室受付にて「利用規約兼同意書(様式1)」、「会員登録書(様式2)」を提出しておこなう。

3 予約については次のとおりとする。

① 利用希望日の3日前から受付ける。
② 電話による予約は、利用当日の定員に空きがある場合のみ受付ける。
③ 予約キャンセルは8：00から17：30の間に電話連絡（17：30以降はFAX）にて受付とし、無断キャンセルの場合は、次回利用時、もしくは郵送等により、キャンセル料2,000円を請求することとする。

④ キャンセル待ちの予約連絡は受けけない。

4 利用時に必要となる提出書類は次のとおり

① 医師が記入した「診療情報提供書」（様式3・使い回しはできません）
② 保護者が記入した「家庭との連絡票」（様式4）
③ 保護者が記入した「与薬依頼書」（様式5・薬を使用している場合のみ）

5 病状が変化した時の対応

① 本保育室が、連携医もしくは主治医の診療を必要とした場合は、保護者は連絡を受けた後、すみやかに対応すること。
② 本保育室では、児童の主治医への受診対応はしない。
③ 痙攣などの病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた受診等の応急対応をする場合がある。

6 インフルエンザが疑われる場合などは、部屋決めや感染対策として、必要に応じて本保育室の判断で連携医の検査をおこなう場合がある。

（利用時の持ち物）

第7条 本保育室利用時に必要となる持ち物は以下のとおり

- ① 着替え一式 2着
- ② オムツ・お尻拭き（乳幼児等必要な場合）
- ③ ビニール袋 2枚（汚れ物入れに使用）
- ④ フェイスタオル 2枚
- ⑤ コップ
- ⑥ 弁当・おやつ（「飲料水は不要」。本保育室で用意します。）
- ⑦ 哺乳瓶・ミルク（乳児で必要な場合）
- ⑧ 薬（当日昼食分のみ。処方されたものに限る。与薬依頼書提出のこと。）

上記持ち物には、予め「必ず記名」をすること。

2 忘れ物や不足がある場合、子どもの保育と生活に必要であると判断されるものは、費用有無に関わらず保護者の意思を確認することなく調達し使用することがある。

（利用料金等）

第7条 利用にかかる料金は以下のとおり

- ① 学校予防感染症300円/h、その他100円/h
*課金は30分単位で計算されます。
- ② その他、オムツ等やむを得ず調達した必要備品は、別途請求。

（料金の支払い方法）

第8条 利用料金は、退室時に別途生じた費用とともに精算する

（補償制度）

第9条 本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責

に帰することができない事由による事故等の場合は、この限りではない。

（利用制限）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず、利用を制限し、また受入を拒否する場合がある。

- ① 児童の病状、症状により、保育が不適切と判断した場合
- ② インフルエンザ等感染症の流行により、室内感染の危険性が高い場合
- ③ 滞納やキャンセル、無断キャンセルが多発している場合
- ④ 本保育室の保育方法、利用方法に同意しない場合
- ⑤ 本保育室の規約に同意しない場合
- ⑥ 利用時受付時の検温が第5条2項に該当する場合
- ⑦ 気象警報等が発令された場合

（保護者の義務）

第11条 児童の保護者は、本保育室に対して、本保育室の求めに従い、保育に必要な情報を提供しなければならない。

2 児童の保護者は、本保育室を利用する間、「利用申込書」に記載した緊急連絡先に常に連絡ができ、緊急時でも保護者の意思が確認できるように努めなければならない。

（規約の変更）

第12条 本規約の変更は、法人が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認した上で利用登録申請をします。

保護者氏名（自著もしくは記名押印）

____年____月____日
